公安省 – 最高人民検察院- 最高人民裁判所 – 国防省

ベトナム社会主義共和国 独立 – 自由 – 幸福

番号: 03/2018/TTLT-BCA-VKSNDTC-TANDTC-BOP 2018年2月1日 ハノイ

録音・録画 ¹を実現する順序及び手続,並びに捜査,公訴提起及び公判の過程における 録音・録画の結果の利用,保管及び保存について案内する合同通達

2015年11月27日付け刑事訴訟法に基づき:

刑事訴訟法の施行に関する 2015 年 11 月 27 日付け国会議決 110/2015/QH13 に基づき;

法律 12/2017/QH14 及び施行の効力を生じた刑事訴訟法(101/2015/QH13)に従って修正・補充された刑法典(100/2015/QH13)を実施する 2017 年 6 月 20 日付け国会議決 41/2017/QH14,刑事捜査機関組織法(99/2015/QH13),暫定留置・勾留執行法(94/2015/QH13)に基づき;

公安省大臣、最高人民検察院長官、最高人民裁判所長官及び国防省大臣は、録音・録画を実現する順序及び手続について案内するため、捜査、公訴提起及び公判の過程における録音・録画の結果の利用、保管及び保存についての合同通達を発行する。

第1章 総則

第1条 調整範囲,適用の対象及び範囲

1. この合同通達は、録音・録画を実現する順序及び手続を案内し、捜査、公訴提起及び公判の過程における被疑者取調べ²、罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取における録音又は録音録画の結果の利用、保管及び保存を案内する。

2. この合同通達は、捜査、公訴提起及び公判の過程における訴訟管轄執行機関、訴訟管轄執行官、訴訟参加人に適用する;録音・録画の実現における訴訟参加人並びに関連する機関、組織及び個人に対し適用し、また、被疑者取調べ、罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取における録音・録画の結果の利用、保管及び保存について適用する。

¹ ベトナム語原文"GHI ÂM HOẠC GHI HÌNH CÓ ÂM THANH"「音声による記録又は音声付きの映像による記録」=「録音又は録音及び録画」。本通達ではまとめて「録音・録画」と表記する。

 $^{^2}$ 原文ベトナム語" hỏi cung bị can"(被疑者の尋問)。法廷における尋問ではなく,基本的に捜査段階における被疑者供述が対象であることから,「被疑者取調べ」とした。

3. この合同通達の規定は、証人、被害者、当事者の供述録取の場合や、対質、犯罪の告発、通報及び立件建議の受理の場合にも適用される。

第2条 語句の解釈

- 1. 「録音・録画」とは、被疑者の取調べ、罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取、証人、被害者、当事者の供述録取³、対質、犯罪の告発、通報及び立件建議の受理の過程において、音声又は音声付映像を記録するため、録音・録画の媒体及び技術設備を使用することである。
- 2. 「音声又は音声付映像を記録するために使用する録音・録画の媒体,技術設備」とは,以下のものを含む音声又は音声付映像を記録する録音・録画の媒体及び技術設備である:映像及び音声を受信する機器,それらを記録する機器,サーバー,その他この合同通達の規定に従って音声又は音声付映像を記録するために用いる録音・録画の媒体及び技術設備
- 3. 「技術事故」とは、録音・録画の媒体及び技術設備が誤って故障し、中断を引き起こすか又は録音・録画が不可能となること、又は仮に録音・録画が可能でもその質を保てないこと、停電、焼失のような、録音・録画の実現を不可能にさせるその他客観的原因のことである。
- 4.「留置・勾留施設,捜査機関,検察院,各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関の本部 はおける録音・録画の部屋」とは、面積、明るさ、安全及び質が水準に達した音声又は音声付映像を録音・録画利用する録音・録画の媒体及び技術設備を備えるなど、十分な条件を保証する専用の部屋のことである。
- 5.「専門担当官⁵」とは、捜査機関、検察院、各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関の編制に属する者で、録音・録画の媒体や技術設備について技術が専門的な水準に達し、使用に習熟している者で、録音・録画のために使用する録音・録画の媒体や設備、システムの管理、録音・録画の結果の保管および保存の責任を有する者のことである。

第3条 適用原則

1. 録音・録画は、そのデータの客観性、明白性及び完全性を保証しなければならない。録音・録画のデータは刑事事件記録の一部となり、事件記録の使用、保管及び保存に関する法律の規定に従って、使用、保管及び保存される。

2. 捜査,公訴提起及び公判の過程で録音・録画を行うこと,並びにその結果を使用,保管及び保存するにあたっては,刑事訴訟法の規定や,この合同通達で案内する正しい順序及び手続に従って行わなければならない。

³ 原文ベトナム語" lấy lời khai"(証言をとる)。法廷における証言ではなく、基本的に捜査段階の供述が対象であることから、「供述録取」とした。

⁴ 原文ベトナム語 "trụ sở" (機関の所在地) で、刑事訴訟法では「本部」と訳出している語句であり、捜査の拠点のような場所のことを指す。

⁵ 原文ベトナム語" Cán bộ chuyên môn"(直訳は「専門幹部」)だが、ここでいう「幹部」は、高位の役職者というよりは、専門の職務を割り当てられた者というニュアンスが強いところ、「専門担当官」と訳出した。

3. 刑事訴訟法で規定される訴訟参加人の合法的利益や権利を保証し、尊重する。

第4条 禁止される行為

- 1.録音・録画のデータを、意図的に修整すること、削除したりつなげ合わせたりすること、偽造すること、不法に廃棄すること、故意に間違いを混入させたり、故意に故障、滅失させること;この合同通達第7条及び第8条に規定する以外の目的で録音・録画の結果の写しを作成し、拡散し、利用すること;情報を漏洩し又は機関、組織、個人の合法的権利、利益、名誉、尊厳を侵害すること
- 2. 録音・録画のための録音・録画の媒体,技術設備を破壊すること,故意に故障させること,あるいは正しい目的で使用しないこと
- 3. 本条第1項及び第2項の行為をした者は、その違反の性質、程度に応じて、法律の規定によって責任を負い、処分を受ける。

第Ⅱ章 具体的規定

第5条 被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取における録音・録 画の順序及び手続

- 1. 被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述を録取する担当官 ⁶は、録音・録画の形式を決定するものとする。
- 2. 留置・勾留施設,並びに捜査機関,検察院及び各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関の本部における被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取における,録音・録画を実施する順序及び手続は以下のとおりである。:
- a) 被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述を録取する担当官は、留置・勾留施設、並びに捜査機関、検察院及び各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関の本部において、録音・録画を実現する技術、専門の部屋の手配を受け、規程の案内を受け、録音・録画を実現する機械を操作してもらうため、専門担当官の登録をしなければならない。その後、被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述を録取する担当官は、勾留されている被疑者を施設から出す手続きを行うか、外部にいる被疑者(又は罪を犯した営利法人の法定代表者)を法律の規定に従って召喚する(勾留中の被疑者と対質させる場合を除いて、外部にいる被疑者を留置・勾留施設の中に連れて行ってはならない)。実施する部屋を割り当てられた時は、被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述を録取する担当官は、同部屋に赴き、被疑者や罪を犯した営利法人の法定代表者に対し、録音・録画を行うことの通知、その通知は文書に記録しなければならないことを通知し、取調べ又は供述録取を実施する。

⁶ ここも原文は" Cán bộ" (幹部) だが、前記脚注同様の理由で、具体的にその職務を割り当てられた者というニュアンスから、「担当官」とした。

- b) 録音・録画は、被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述を録取する担当官がスタートボタンを押したときから始まり、同担当官が開始時間を読み上げ、文書に明確に記録しなければならない。取調べ又は供述録取の過程では、一時停止のボタンを押して録音・録画を一時停止することができる。一時停止する前には、取調べ又は供述録取を担当する担当官は、一時停止する時間、一時停止の理由を明確に読み上げ、取調べ等を継続する際も、続きの時間を明確に読み上げ、文書中にこの過程についても明確に記録しなければならない。取調べ又は供述録取を終了するに当たり、取調べ又は供述録取を行う担当官は、被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者に対し、取調べ又は供述録取の終了を告げ、終了ボタンを押し、文書に終了時間を明確に記録するものとする。
- c) 録音・録画の設備が配置されない場合、その結果、被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取は実施できない。被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取を実施中だが、録音・録画の設備に技術事故が起きた場合、直ちに取調べ又は供述録取を中止しなければならない。この場合、その旨文書に明確に記録し、専門担当官の確認を受けるものとする。
- 3. 被疑者,罪を犯した営利法人の法定代表者,訴訟管轄執行機関又は訴訟管轄執行官の要請に従って,他の場所で被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取を行った場合,録音・録画の順序及び手続は本条2項b号に従って実現される。
- 録音・録画の設備が配置されない場合、被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取の担当官は、被疑者又は罪を犯した営利法人の法定代表者に対し、もしその者らが同意すれば取調べ等を実施すること、もし同意しなければ取調べや供述録取を実施しないことを通知するものとする。録音・録画による取調べや供述録取を実施中だが、設備に技術事故が起こった場合は、取調べ又は供述録取を担当官は被疑者や罪を犯した営利法人の法定代表者に対し、もし同意すればそのまま取調べ等を続けることを通知するものとする。もし被疑者又は罪を犯した営利法人の法定代表者が取調べ等の継続に同意しない場合は、取調べ等を直ちに終了するものとする。この胸は、明確に文書に記録され、専門担当官の確認を受けるものとする。
- 4. 被疑者取調べの調書,罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取の調書は,刑事訴訟法の規定に従って実現される。

第6条 被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取を録音・録画した結果の保管,保存

- 1. ホストサーバーは、捜査機関、検察院及び各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関の本部に、それらの機関の管理・保管の専門担当官によって設置される。留置・勾留施設におけるホストサーバーは、管轄を有する捜査機関によって、その管理・保管のため、その機関の専門担当官に送られる。録音・録画媒体や設備は、事件を受理、解決する機関に移し、その機関が管理し、保管する責任を負う。
- 2. 被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取における録音・録画の結果は、安全・秘密確保のためにメインサーバーに不足なく保管・保存される。

刑事事件の捜査段階,公訴提起段階が終了したときは,専門担当官は,録音・録画の結果のデータの写しを作成し,外部のデータ保存装置に移し,被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取を行った担当官に手渡すものとする。同担当官は,外部データ保存装置を事件記録と一緒に捜査,公訴提起,公判の担当部署に手渡すものとする。

- 3. 管轄に従って捜査処理のため事件が移送された場合、事件を移送した機関は、この合同通達の規定に従って、録音・録画のデータを収集した外部保存設備を事件記録とともに、引き続き利用、保管、保存するため、移送された事件を受理した機関に送るものとする。再捜査の補充のため記録の返還を行う場合は、録音・録画のデータを保存した外部装置を事件記録とともに返還し引き継ぐものとする
- 4. 被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取を録音・録画したデータの引継ぎについては、調書を作成しなくてはならない。

第7条 捜査及び公訴提起の段階における,被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定 代表者の供述録取を録音・録画した結果の利用

- 1. 捜査段階: 捜査機関の長官及び副長官,各種捜査活動の遂行に任ぜられた機関の長官及び副長官,捜査官,幹部捜査官,検察院の長官及び副長官,検察官,並びに検査官は,被疑者又は罪を犯した営利法人の法定代表者がそれ以前にした供述から供述を変更した場合,捜査業務の用に供するために録音・録画の結果を利用するものとする。被疑者や罪を犯した営利法人の法定代表者の犯罪の範囲若しくは他の共犯者(もしいれば)を明確にするため,又は事件が客観的かつ完全に解決されるのを保証するべく証拠を利用及び評価するため,また同時に,被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取の過程における捜査官,幹部捜査官,検査官の法執行を検査するためにも録音・録画の結果を利用するものとする。
- 2. 公訴提起段階: 検察院の長官及び副長官,並びに検察官は,公訴提起の用に供するため,被疑者の取調べや罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取における捜査機関若しくは各種捜査活動の遂行に任ぜられた各種機関の客観性を基礎づけ確定するため,被疑者の犯罪の範囲や共犯の存在を明確にして証拠を評価するため,又は捜査段階において,冤罪や誤判の兆候の有無,被疑者に対する自白強要,体罰若しくは法律違反の有無について検査・発見するために録音・録画の結果を利用する。
- 3. 録音・録画の結果は、捜査、公訴提起及び公判の各活動、不服申立て及び告発の解決、並びに刑事事件の評価審査において、法の執行を検査する過程においても利用される。
- 4. 本条第1項及び第2項により権限を有する者は、捜査及び公訴提起の用に供するため、ホストサーバー内にある録音・録画の結果の写しを作成することができる。

第8条 公判段階における,被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録 取の録音・録画した結果の利用

- 1. 公判の準備段階において、公判を宰領する裁判官は、事件記録中にある証拠及び資料の精査及び研究を主導的に行わねばならない。録音・録画結果の検証が不能な7証拠や資料がある場合、検察院に対し、その写しを再度作成した上録音・録画のデータを裁判所に供給するよう提議する必要がある。
- 2. 裁判合議体は、次の各場合に、審理期日において、録音・録画の内容を検証する決定をするものとする。:
- a) 裁判合議体が審理期日において公開で証拠調べを行う必要があると認めた, 証拠, 資料及び 証拠物の取調べの場合。:
- b)被告人が、被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取の過程において 自白を強要された若しくは体罰を受けたと主張した、又は供述内容を変更した場合。;
- c) 検察官、捜査官その他訴訟手続執行官からの提議がある場合。
- 3. 本条 2 項の規定によって決定がなされた場合、裁判所は、審理期日において、録音・録画の内容を検証するための準備計画を立てるものとする。

第9条 その他の場合における録音・録画の実現

- 1. 証人、被害者及び当事者の供述を録取する場合、対質の場合、犯罪の告発、通報及び立件建議の受理の場合も、刑事訴訟法第146条、第187条、第188条及び第189条の規定に従って、録音・録画を実施することができる。録音・録画の順序及び手続、並びに被疑者の取調べ又は罪を犯した営利法人の法定代表者の供述録取についての録音・録画のデータの利用、保管及び保存はこの合同通達の規定に従う。録音・録画を実施中に技術事故が起きた場合は、通常の手続により実施し、その理由を調書に明確に記録することとする。
- 2. 留置・勾留施設,又は捜査機関,検察院若しくは各種捜査活動の遂行を任ぜられた各種機関の本部において,被疑者又は罪を犯した営利法人の法定代表者が参加する対質を実施する場合,録音・録画を行わねばならない。その場合の順序及び手続については,この合同通達の第5条2項b,c号に従うものとする。

第Ⅲ章

施行条項

第10条 施行の発効日

本合同通達は、2018年3月18日から効力を有するものとする。

⁷ 原文ベトナム語" ghi âm hoặc ghi hình có âm thanh mà không thể nghe, xem" (録音・録画しているが聞けない, 見られない) であり, ここでは, 「録音・録画結果の検証不能」と訳出した。

第11条 実現するための組織

- 1. 公安省,最高人民検察院,最高人民裁判所,国防省は自己の機能,任務及び権限の範囲内において,この合同通達の実現を組織する責任を負う。
- 2.録音・録画の実現を確保するための経費,録音・録画の結果の利用,保管及び保存は、国家の法律に従って実現される。
- 3. 公安省は、関連各省・各部局と協力し、捜査、公訴提起及び公判において録音・録画を実現するための具体的条件を有する場所を決定するものとする。遅くとも、2020 年 1 月 1 日には、全国的範囲で、捜査、公訴提起及び公判における録音・録画が実現されるものとする。
- 4. この合同通達の実現過程において問題が生じた際は、適時に案内を行うため、公安省、最高人民検察院、最高人民裁判所及び国防省に対し、その問題を反映させる提案を行うものとする。